

## 週休2日工事（試行）に関するQ&A

**Q 1) 試行対象工事を受注し、週休2日工事を希望しなかった場合にペナルティーはあるのか。**

A 1 「受注者希望型」は、週休2日工事の実施を必須としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望する場合に実施するものです。従って、週休2日工事を希望しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

**Q 2) 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。**

A 2 原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所とすることとしています。ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に発注者と協議して振替日を設定することができます。

**Q 3) 振替日はいつでもよいか。**

A 3 振替日は、作業を行う必要が生じた土・日曜日の前後2週間以内の土・日曜日以外の曜日（国民の祝日、夏期休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定してください。

**Q 4) 降雨等による休工日を振替日に設定してもよいか。**

A 4 降雨等により土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、作業を行う前に発注者と協議して降雨等による休工日を振替日に設定することができます。ただし、振替日は、作業を行う土・日曜日の前後2週間以内の土・日曜日以外の曜日（国民の祝日、夏期休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定してください。

**Q 5) 現場内における災害や事故等で土・日曜日に予定外の作業が発生した場合は、振替日を設定する必要があるのか。**

A 5 受注者の責によらない事由と判断できる場合は、週休2日の対象日から除きます。従って、振替日の設定は不要です。ただし、作業が発生した事由を速やかに発注者に報告してください。

**Q 6) 夏期休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。**

A 6 夏期休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、施工計画書に併せて提出する「休日等取得計画・実績表」に明示してください。夏期休暇及び年末年始休暇は、週休2日に含まれないため、注意をお願いします。

**Q 7) 週休2日の対象期間はどのようにするのか。**

A 7 工事着手日（準備期間を除く。）から工事完成日（後片付を除く）までの期間とします。なお、準備期間とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）の期間のことです。

**Q 8) 休日の確認はどのように行うのか。**

A 8 「休日等取得計画・実績表」に休日の取得実績を記入し、毎月初めに実施工程表に併せて発注者に提出してもらうとともに、取得実績が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等）を併せて提示してもらい休日の確認を行います。

**Q 9) 週休2日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。**

A 9 現在の工期設定においては、雨天、土・日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇等を見込み設定しており、週休2日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。なお、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約書第21条の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

**Q 10) 週休2日を確保できた場合、設計変更の対象となるのか。**

A 10 試行工事では、対象期間において週休2日を確保できた場合、精算時に設計変更の対象とします。

【共通仮設費】 1. 0 2 【現場管理費】 1. 0 4

**Q 11) どのような場合に工事成績評定で評価するのか。**

A 12 対象期間において発注者が認めた振替日を含めて、週休2日を確保（達成率100%）できた場合に工事成績評定で評価します。なお、週休2日の達成率は次の計算式で算出します。

$$\text{達成率（\%）} = \text{「休日実績の累計日数」} / \text{「土日の累計日数」} \times 100$$

※休日実績は、休日として取得した土日の日数とする。（発注者が認めた振替日を含む。）

**Q 12) 工事成績評定で評価するのか。**

A 12 対象期間において週休2日を確保できた場合、工事成績評定において監督員及び総括監督員の評価項目である「工程管理」の「その他」の項目で評価します。

**Q 13) どのような場合に工事成績評定で評価するのか。**

A 13 対象期間において発注者が認めた振替日を含めて、週休2日を確保（達成率100%）できた場合に工事成績評定で評価します。なお、週休2日の達成率は次の計算式で算出します。

$$\text{達成率（\%）} = \text{「休日実績の累計日数」} / \text{「土日の累計日数」} \times 100$$

※休日実績は、休日として取得した土日の日数とする。（発注者が認めた振替日を含む。）

**Q14) 試行対象工事を受注し、週休2日工事を実施したが、週休2日を確保できなかった場合にペナルティーはあるのか。**

A13 週休2日を確保できなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

**Q15) 試行対象工事以外の工事で、週休2日工事を実施したい場合はどうすればよいか。**

A14 発注者との協議により、「承諾」にて実施してください。工事成績評定において試行対象工事と同様に評価することとしています。ただし、精算時の設計変更の対象とはしません。